

税のお知らせ

■市県民税の申告期限を4月15日(木)まで延長しています
市県民税の申告は申告会場にお越しいただくか、郵送で行うことができます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送での申告にご協力ください。市ホームページで様式をダウンロードできるほか、市県民税額試算・申告書作成コーナー (https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/sendai_top.html) で申告書の作成もできます。

●会場＝青葉区役所9階会議室、市役所北庁舎5階市民税課 ●受付時間＝9:00～11:30、13:00～16:00

※税理士による確定申告無料相談会は行っていません
※会場の混雑状況によっては、午前・午後の受け付け終了時間を早める場合があります

※延長前の申告期限(3月15日)の翌日以降に申告書を提出された場合、申告内容が市県民税の当初の税額計算などに反映されない場合があります。この場合、申告内容を反映した変更通知書を後日送付しますので、変更通知書が届くまでは、当初お送りする納税通知書のとおり納付をお願いします。差額は納期が未到来の分で調整します

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

■固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送について
令和3年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月7日(水)ごろに発送します。納税通知書には課税明細書を添付していますので、課税内容をご確認ください。問下表の担当課まで

対象	物件所在地	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214・8596 (家屋) ☎214・8604
			(土地) ☎214・8597 (家屋) ☎214・8605
	宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8689 (家屋) ☎214・8694
			(土地) ☎214・8690 (家屋) ☎214・8695
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619

■固定資産税の減額特例適用期間が終了する新築住宅の税額について

床面積などが一定の要件に該当する住宅については、新築住宅の減額特例措置の適用により、新築後3年度分(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、5年度分)に限り、床面積120㎡までの税額を2分の1に減額しています。

平成29年(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、平成27年)に新築した住宅への減額特例措置の適用は、令和2年度で期間が満了となりますので、令和3年度分の固定資産税は、本来の税額となります。問北固定資産税課【青葉区】☎214・8604【泉区】☎214・8605、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8694【太白区】☎214・8695

■固定資産税・都市計画税の納付は4月30日(金)までに
令和3年度固定資産税・都市計画税の第1期分は、4月30日(金)までにお近くの金融機関などで納めてください。また、口座振替をご利用の方も4月30日(金)に振り替えになります。

問収納管理課☎214・1010

■スマートフォン決済アプリで市税の納付ができます
4月1日から、スマートフォンの決済アプリを利用して市税が納付できるようになります。

●納付可能な税目＝市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割) ●利用可能な決済アプリ＝PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行 ●納付方法＝スマートフォンの決済アプリを起動し、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで納付できます

※フィーチャーフォン、パソコン、タブレット端末での納付はできません

※1枚当たりの金額が30万円を超える納付書(バーコードが印字されていないもの)や破損・汚損等でバーコードの読み取りができない納付書、コンビニエンスストア等における取り扱い有効期限が経過している納付書では納付できません

※取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、区役所等の窓口で決済アプリを提示して納付を行うことはできません

※スマートフォンの決済アプリでの納付における利用料は無料ですが、通信料等は納税者負担となります

※軽自動車税(種別割)をスマートフォンの決済アプリで納付した場合、車検の際に必要な納税証明書(継続検査用)は送付されませんので、区役所等の税証明窓口で取得してください(無料)。納税証明書の発行が可能になるまで、納付日から約2～3週間かかります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

問収納管理課☎214・8140

■市税の証明書を発行します

区役所、総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは、市税の納税証明書・課税証明書などの各種証明書(有料)を発行します。コンビニエンスストアでは、マイナンバーカードを利用して、市県民税課税(非課税)証明書のみ発行できます。令和3年度分の証明書の発行時期は、次のとおりです。

証明書	発行時期
固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明)	4月1日から
市県民税課税証明書(給与から差し引かれる方)・非課税証明書(非課税の方)	5月中旬から
市県民税課税証明書(納税通知書で納める方、年金から差し引かれる方)	6月中旬から

※区役所・総合支所のみで発行する証明書がありますので、事前にご確認ください

問税制課☎214・8622、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は9ページ)

■ブロック塀等の安全点検をお願いします
ブロック塀等は、地震等により倒壊や落下による重大な事故につながる恐れがあります。ブロック塀等を所有している方は、安全のため日頃から傾き、ぐらつき、大きな亀裂が無いかなど、自己点検をお願いします。点検の結果、不具合がある場合は専門家に相談し、危険性が確認された場合は撤去や補修等をお願いします。

■窓口サーベイスアンケートの集計結果がまとまりました
市では、昨年11月に市役所各庁舎、区役所、市民利用施設等で窓口サーベイスアンケートを実施し、2235件の回答をいただきました。アンケートは、接遇や手続きの利便性等に関する

■災害援護資金貸付金の納付書を発送します
東日本大震災により災害援護資金の貸し付けを受けた方のうち、4月～9月に納期を迎える方を対象に、納付書を発送しますので、期限内に納付してください。納付が困難な方には、一時的に月々の負担を減らして支払う制度があります。詳しくはお問い合わせください。問災害援護資金課☎214・8566

■道路不具合通報システムをご活用ください
道路に関する不具合に気付いたときに、スマートフォンアプリを利用し、手軽に市に通報できる「道路不具合通報システム」の運用を行っています。通報の対象は道路の穴・段差、側溝の破損など、市が管理する道路の不具合に関することです。道路拡幅など、新たな整備の要望は対象となりません。また、

■地価マップを取りの参考に
令和3年度の地価公示の結果が分かる「地価マップ」を、4月1日から市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センターで販売(一部1000円)します。問財産管理課☎214・1288

自営業者等(総所得額)	給与所得者(総収入額)	世帯数
171.0万円	270.2万円	2人世帯
215.8万円	334.2万円	3人世帯
258.0万円	390.0万円	4人世帯
293.2万円	434.0万円	5人世帯

■農地の権利取得に係る下限面積を引き下げます
耕作目的で農地の売買・賃貸借等を行う場合は、農地法第3条により農業委員会の許可が必要です。許可に当たって、農地権利取得後の経営面積の下限を、4月1日から市内全域を対象に50アールから30アールに引き下げます。詳しくは市ホームページをご覧ください。問農業委員会事務局事務課☎214・4340

■いずみ墓園を貸し出します
申込受付期間 4月6日(火)～5月7日(金)
所在地: 泉区朴沢字九ノ森1-1

墓所	永代使用料	管理料
一般墓所	450,000円	3,640円(年間)
芝生墓所	380,000円	5,800円(年間)
個別集合墓所	210,000円	90,400円(永代)

●1世帯につき1区画のみ(場所は抽選)。ただし、個別集合墓所は個人専用の墓所のため、1区画1人分の利用となります
●永代使用料と管理料は指定期日までに一括納入
■申し込み資格
①一般墓所・芝生墓所＝お墓の管理ができる市民の方
②個別集合墓所＝次のいずれかに該当する市民の方
(ア)申込者が自己のために使用するとき
(イ)申込者が自己および親族のために複数の区画を使用するとき(例:申込者+配偶者)
(ウ)申込者が親族の遺骨を納めるために使用するとき
問4月6日から市役所本庁舎1階市民のへや・8階保健管理課、区役所総合案内、総合支所、証明発行センター、いずみ墓園で配布する申込書に必要書類を添えて郵送
※申し込み前にいずみ墓園をご見学ください(開園時間 8:30～16:30。土・日曜日、祝日も開園)
★市民墓地返還墓所の再貸し出しについて
本年度は、「葛岡墓園」と「北山霊園」の再貸し出しの予定はありません。
問保健管理課☎214・8204

学用品費・給食費等の一部を援助します
市立小・中学校および仙台青陵中等教育学校(前期課程のみ)に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方を援助します。●対象＝年間総収入額が次表以下の世帯、児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯など

●点検のチェックポイントはホームページをご覧ください。●公道等に面する危険なブロック塀等では、除却が必要と市が認められた場合は、除却費用の補助が受けられます。詳しくはお問い合わせください。問「ブロック塀等の点検」建築指導課☎214・8323【除却費用の補助】区役所街並み形成課(☎は9ページ)